

○平成31年1月からのメッセージボックス確認画面イメージ

【概要】

個人納税者が自宅等からe-Taxを利用することを推進するため、e-Tax利用の簡便化の一つの方策として「ID・パスワード方式」を導入することが平成27年度税制改正の大綱に記載されました。しかしながら、その後、公的機関を含め各種の個人情報流出事件が相次いだことを踏まえ、平成28年税制改正の大綱において「『新たな認証方式』について、納税者利便にも配慮しつつ、早期にセキュリティ対策やなりすまし対策について再検討を行った上で実施する」とされました。

このため、国税庁は、政府全体の情報セキュリティを所管する内閣官房をはじめとした関係省庁とともにセキュリティ対策やなりすまし対策に係る再検討を進め、これらの再検討結果を踏まえてe-Tax利用の簡便化の一つの方策としての「ID・パスワード方式」を導入することとしました。

この再検討の際、e-Taxにおける個人情報の保護の観点について議論となり、メッセージボックスに格納される情報は過去の申告内容等、極めて機微な個人情報が含まれていることから、現状のID・パスワードのみでメッセージボックスの全ての個人情報が閲覧できる状況は是正すべきとの指摘がありました。また、平成28年5月に改定された「世界最先端IT国家創造宣言 工程表」において「二経路又は二要素・・・による認証の導入などにより個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じることが求められたことから、メッセージボックスの個人情報の閲覧については、現在のID・パスワードに加えて本人の電子証明書も必要とすることとなりました。

**マイナンバーカードを読み取ってログイン**

**ID・パスワードでログイン**

**ポイント3**  
マイナンバーカード以外の電子証明書でも認証可能。

**ポイント4**  
一度電子証明書を読み取ればログアウトするまでは有効。

**ポイント1**  
メッセージの件名は全件確認可能。

**ポイント2**  
鍵マークは個人納税者に係る情報のみ。

**電子証明書の読み取り**

**拡大図**  
納付情報登録依頼  
消費税及び地方消費税申告（一般・個人）  
エラー情報あり

**送信時のエラー情報は電子証明書を読み込まない場合でも閲覧可能。**

**閲覧できないメッセージには鍵マークが表示され、内容を確認できない。**  
※ 申告書送信時に受信通知から申告データをダウンロードしてれば、e-Taxソフト等で申告内容を確認することが可能。

**従来からID・パスワードのみで利用可能な手続(※)に係るメッセージは、電子証明書を読み取らない場合でも閲覧可能。**  
※ 「徴収高計算書」、「納付情報登録依頼」、「納税証明書(署名省略分)」の3手続

**開発中ですので、画面は今後変更になる可能性があります**

格納日時	受付日時	受付番号	手続き名	氏名又は名称	受付結果	選択
2015/04/28 14:56:33	2015/04/28 14:57:44	12345678901234567890	納付情報登録依頼	国税太郎	受付完了	<input type="checkbox"/>
2015/04/27 14:56:33	2015/04/27 14:57:44	12345678901234567890	消費税及び地方消費税申告(一般・個人)	国税太郎	受付完了	<input type="checkbox"/>
2015/04/26 14:56:33	2015/04/26 14:57:44	12345678901234567890	所得税申告及び復興特別所得税	国税太郎	エラー情報あり	<input type="checkbox"/>
2015/04/25 14:56:33	2015/04/25 14:57:44	12345678901234567890	納付情報登録依頼	国税太郎	エラー情報あり	<input type="checkbox"/>